

茨城県報 第7034号

昭和57年 4 月26日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●生活保護法に基づく医療機関の指定等 (社会福祉課)	1
●衛生検査所の登録 (医務課)	2
●受胎調節実施指導員の指定 (保健予防課)	2
●換地計画の適当決定 (3件) (農地管理課)	2
●土地改良法に基づく換地処分 (3件) (")	3
●新規土地改良事業の審査 (2件) (")	4
●土地改良区役員の就退任 (7件) (土地改良事務所)	5

公 告

●都市計画案の縦覧 (2件) (都市計画課)	10
●開発行為の工事完了 (8件) (建築指導課)	11
●道路位置の指定 (")	13

告 示

茨城県告示第659号

生活保護法 (昭和25年法律第 144 号) 第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医 科	032, 121, 6	烏 山 診 療 所	土浦市烏山字秋山 530—386	今 高 国 夫	57. 4. 14

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
医 科	332, 035, 5	那珂町国民健康 保 險 診 療 所	那珂郡那珂町大字飯田 3661番地	那 珂 町	54. 12. 21
"	332, 055, 3	薄 井 医 院	那珂郡大宮町泉541	薄 井 勤	57. 3. 12

茨城県告示第660号

次の衛生検査所については、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づき、これを登録した。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

施 設 名	所 在 地	検 査 業 務
水戸クリニカルラボラトリー	水戸市中央2丁目2番地14号 皆川ビル3F	生化学的検査 血液学的検査

茨城県告示第661号

優生保護法（昭和23年法律第156号）第15条第1項の規定により、次の者を受胎調節実施指導員に指定した。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

住 所 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬180

氏 名 大 石 幸 代

茨城県告示第662号

昭和57年 4 月 2 日付けで認可申請のあつた逆川地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦 覧 の 期 間 昭和57年 5 月 4 日から昭和57年 5 月24日まで
- 縦 覧 の 場 所 笠間市役所

茨城県告示第663号

昭和57年 3 月17日付けで認可申請のあつた甘田地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 5 月 4 日から昭和57年 5 月23日まで

3 縦 覧 の 場 所 桜川村役場

茨城県告示第664号

昭和57年 3 月17日付けで認可申請のあつた山内第 1 地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 5 月 4 日から昭和57年 5 月23日まで

3 縦 覧 の 場 所 美浦村役場

茨城県告示第665号

昭和57年 2 月24日付け農管指令第 107 号をもつて認可した六斗地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第666号

昭和57年 2 月23日付け農管指令第 100 号をもつて認可した霞南第 3 地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第667号

昭和57年 1 月22日付け農管指令第39号をもつて認可した吉原地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第668号

牛久沼土地改良区が行おうとする六斗蒔地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

六斗蒔地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和57年 4 月28日から昭和57年 5 月17日まで**3 縦 覧 の 場 所** 竜ヶ崎市役所**茨城県告示第669号**

牛久沼土地改良区が行おうとする大座地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 7 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

大座地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年 4 月28日から昭和57年 5 月17日まで

3 縦覧の場所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第670号

水戸市ちとせ 1 丁目1357の 1 番地に事務所を置く根本土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県水戸土地改良事務所長 山 崎 三 郎

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市ちとせ 1 丁目1357の 1	理 事	竹 内 吉 清	

茨城県告示第671号

那珂湊市和田町 2 丁目12番 1 号に事務所を置く平磯土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県水戸土地改良事務所長 山 崎 三 郎

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂湊市平磯町1942— 1	理 事	田 崎 儀 介	
" " 237—12	"	永 井 政四郎	
" " 1275— 1	"	根 本 進	
" " 1488	"	黒 沢 五郎八	
" 磯崎町4153— 2	"	大 内 勝 雄	
" " 3673	"	軍 司 忠 彦	
" 阿字ヶ浦町614	"	明 沼 秀 雄	
" " 1333	"	黒 沢 直	
" 平磯町1011	監 事	黒 沢 清 重	
" " 1825	"	大 内 藤一郎	

茨城県告示第672号

行方郡潮来町大字辻 689 番地の 1 に事務所を置く延方干拓土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県銚田土地改良事務所長 根 本 東

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字延方乙142	理 事	笹 本 育 男	
" " 大字大賀711	監 事	郡 司 顕 正	

茨城県告示第673号

鹿島郡神栖町大字溝口4991番地に事務所を置く常陸川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県銚田土地改良事務所長 根 本 東

就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字萩原1185	理 事	花ヶ崎 良 樹	
" " 大字芝崎253	"	人 見 嘉一郎	
" " 大字萩原706の 3	"	野 口 義 秀	
" " " 789	"	高 安 徳 治	
" " " 629	"	井 郷 基 一	
" " " 757	"	多部田 誠 一	
" " " 829の 1	"	高 安 桂	
" " " 836	"	花ヶ崎 四郎平	
" " " 973	"	花ヶ崎 徳 一	
" " 大字芝崎224	"	人 見 健治郎	
" " " 310	"	有 馬 忠 三	
" " " 334の 1	"	野 口 太 治	
" " " 358	"	荒 治 修 二	
" " " 334の 1	"	野 口 玲 吉	
" " 大字萩原974の 1	監 事	人 見 謙 蔵	

"	"	"	1179の1	"	花ヶ崎	学
"	"		大字芝崎247	"	荒沼	幸男

茨城県告示第674号

行方郡潮来町大字辻 626 番地に事務所を置く津知地区土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県鉾田土地改良事務所長 根 本 東

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来454	理 事	橋 本 義 衛	
" " 大字築地655	"	坂 上 文 善	
" " 大字延方乙3214	"	草 野 衛	
" " " 3375	"	今 泉 一	
" " " 3517	"	米 川 弘	
" " 大字辻246	"	土 子 昭	
" " " 161	"	根 本 進	
" " 大字築地176― 2	"	草 野 信 夫	
" " 大字辻234	"	大 川 真 一	
" " 大字延方甲1791― 1	"	中 野 金 吾	
" " " 427― 2	"	西 谷 芳 隆	
" " 大字辻1532	"	前 野 衛	
" " 大字築地12― 1	監 事	仲 沢 章 寿	
" " " 639	"	坂 本 孝 行	
" " 大字辻1490	"	佐 野 要 平	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字潮来454	理 事	橋 本 義 衛	
" " 大字築地655	"	坂 上 文 善	
" " 大字辻161	"	根 本 進	
" " 大字延方乙3375	"	今 泉 一	
" " 大字築地176― 2	"	草 野 信 夫	
" " 大字延方乙3517	"	米 川 弘	

"	"	大字辻1287	"	佐 野 吉 也
"	"	" 246— 1	"	土 子 昭
"	"	大字延方甲1791— 1	"	中 野 金 吾
"	"	" 427— 2	"	西 谷 芳 隆
"	"	大字辻234	"	大 川 真 一
"	"	大字延方乙3214	"	草 野 衛
"	"	大字辻1511— 3	監 事	吉 川 成 作
"	"	大字築地12— 1	"	仲 沢 章 寿
"	"	" 639	"	坂 本 孝 行

茨城県告示第675号

稲敷郡阿見町大字吉原 694 番地の 1 に事務所を置く吉原土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 岩 瀬 豊

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字若栗2495	理 事	湯 原 三 郎	
" " " 2049	"	細 田 元	
" " " 2655— 1	"	湯 原 実	
" " 大字吉原260— 1	"	染 谷 友 三	
" " " 535	"	池田 六郎兵衛	
" " " 1109— 4	"	雨 貝 幸 市	
" " " 694— 1	"	押 鴨 秀	
" " " 3245— 4	"	糸 賀 輝 夫	
" " " 1491	"	糸 賀 正	
" " " 2231	"	篠 原 四 郎	
" " " 2249	"	青 山 泰 亮	
" " " 2044	"	青 山 勝 夫	
" " 大字若栗2464	監 事	藤 田 利 雄	
" " 大字吉原1354	"	雨 貝 吉之助	
" " " 1472	"	高 橋 正	
" " " 2136	"	篠 崎 利 治	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡阿見町大字吉原2249	理 事	青 山 泰 亮	
" " " 2044	"	青 山 勝 夫	
" " " 2231	"	篠 崎 四 郎	
" " " 3245— 4	"	糸 賀 輝 夫	
" " " 1491	"	糸 賀 正	
" " " 694— 1	"	押 鴨 秀	
" " " 260— 1	"	染 谷 友 三	
" " " 535	"	池田 六郎兵衛	
" " " 1109— 4	"	雨 貝 幸 市	
" " 大字若栗2049	"	細 田 元	
" " " 2495	"	湯 原 三 郎	
" " " 2655— 1	"	湯 原 実	
" " 大字吉原2136	監 事	篠 崎 利 治	
" " " 1464	"	高 橋 政 喜	
" " " 639— 2	"	高 橋 正 巳	
" " 大字若栗2464	"	藤 田 利 雄	

茨城県告示第676号

猿島郡境町に事務所を置く長井戸沼土地改良区から次のとおり役員が住所変更した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により届け出があつたので、同法第18条第17項の規定により公示する。

昭和57年 4 月26日

茨城県境土地改良事務所長 高 橋 直

1 変 更 前

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字稲尾691	理 事	青 木 才 吉	

2 変 更 後

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字稲尾90— 1	理 事	青 木 才 吉	

公 告

●都市計画の案の縦覧

水戸勝田都市計画風致地区を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて意見書を提出することができます。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

内 容

- 1 都市計画の種類 風致地区（夏海風致地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

(1) 大 洗 町

ア 追加する土地の地域

大洗町大字大貫町字前原の一部、大字神山町字今神の一部、大字成田町字砂漠の全部、字浜欠、字新堀、字上宿、字上宿下の各一部

イ アに係る規制の内容

- a 建ぺい率 40パーセント以下
- b 高 さ 15メートル以下

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市計画課
- (2) 大洗町役場都市計画課

4 縦 覧 期 間 昭和57年 4 月27日から昭和57年 5 月10日まで

土浦阿見都市計画用途地域を変更する必要があるが生じたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて意見書を提出することができます。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

内 容

1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域及び規制の内容

(1) 阿 見 町

ア 第一種住居専用地域

a 削除する部分

阿見町大字追原字内堀，字上谷原，字太田池ノ上，字南田，字梶内，字石橋台，字御嶺神田，字落合，字儘田，字太田久保，字内堀太田久保，字太田登溜の上，字儘田台の各全部

〃 大字追原字間木之内，字西ノ入，字九ツ長，字上条向，字松子乙，字八中蒔，字御嶺の各一部

イ 工業専用地域

a 追加する部分

阿見町大字追原字内堀，字上谷原，字太田池ノ上，字南田，字梶内，字石橋台，字御嶺神田，字落合，字儘田，字太田久保，字内堀太田久保，字太田登溜の上，字儘田台の各全部

〃 大字追原字間木之内，字西ノ入，字九ツ長，字上条向，字松子乙，字八中蒔，字御嶺の各一部

b aに係る規制の内容

建ぺい率 60パーセント以下

容 積 率 200パーセント以下

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市計画課

(2) 阿見町役場都市計画課

4 縦 覧 期 間 昭和57年 4 月27日から昭和57年 5 月10日まで

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について，次の区域の工事が完了したので，同法第36条第 1 項の規定により公告する。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

水戸市元吉田町字岡崎1027番の 6，1028番の 3

2 事業主の住所及び氏名

神奈川県小田原市久野115

コーエイ印刷株式会社

代表取締役社長 土 屋 弘

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

常陸太田市馬場町字過損65の1, 同の3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市水府町1522—1

トタカラー日立株式会社

代表取締役 宮 崎 一 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂町菅谷字両宮東2766の1, 同の4, 2767から2770まで, 2771の1, 2772の1, 2781, 2783, 2784, 2786, 2788の1, 同の3, 2789の1, 同の4

2 事業主の住所及び氏名

那珂町菅谷4531—10

有限会社秋山不動産

代表取締役 秋 山 嘉 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂町菅谷字両宮西2981の4, 同の5, 同の9, 2982の1

2 事業主の住所及び氏名

那珂町菅谷4279—1

那珂開発有限会社社長 柏 村 忠

那珂町菅谷3262 柏 村 通

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中字櫛番外24の1, 24の2, 24の3

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字西牛谷610—8

トヨタビスタ西茨城株式会社

代表取締役 白 戸 伸 久

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市真鍋新町4889

2 事業主の住所及び氏名

水戸市中央1丁目7—36

水戸スイミング株式会社

代表取締役 戸 崎 啓 邦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字勘兵衛新田字勘兵衛新田75の49

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈村大字勘兵衛新田77

倉 持 貞 三

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字谷井田字南耕地1217の14

2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区東上野3丁目15—2

台信不動産株式会社

代表取締役 大 山 英 二

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年 4 月26日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者 氏 名	住 所	道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
					幅 員	延 長
水土木指令 第515号	57. 4. 7	茨城イセキ 販売(株) 代表取締役 荒木 敏雄	土浦市大字中 1327—2	勝田市東石川字堂端 3586—1, 4	メートル 4.00	メートル 34.50
" 第521号	57. 4. 12	藤咲 宗一	勝田市田彦487	" 田彦字後原 1299—3	4.00	38.63
下土木指令 第105号	57. 4. 8	(有)大成ハウ ジングセンタ ー代表取締役 未岡 勉	東京都品川区西 五反田7丁目9 —4	結城郡八千代町大字菅 谷字向根谷885—23	6.00	125.19 通り抜き

" 第178号	57. 4. 15	小野田 忍	" 世田谷区 上北沢 5—32— 7	下館市大字伊讃美字東 寺野1317の3, 同の5, 同の7	4.00	35.00
境土木指令 第178号	57. 4. 8	山陽商事(株) (代) 川戸 伍	" 杉並区高 円寺南4丁目26 番19—305号	猿島郡三和町大字下片 田字芝山840—2, 8	6.00	65.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所